

平成21年度 第2回 長野県社会福祉審議会 議事録（要約）

日時：平成21年9月8日（火）

13：30～16：30

場所：県庁特別会議室

1 開会

（事務局）

それでは皆様お集まりですので、ただいまから平成21年度2回目の長野県社会福祉審議会を開会いたします。

本日は、委員総数15名のうち12名の委員の皆様にご出席いただいております。

審議に先立ちまして、新たな委員の選任につきましてご報告申し上げます。清水委員の退任に伴いまして、7月31日付で高山村村長の久保田委員が選任されております。本日は所用によりご欠席でございます。

それでは、開会に当たりまして、社会部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

皆さん、こんにちは。お忙しい中、今日は第2回の社会福祉審議会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

国政選挙とその後の状況が日々報道の目玉となり、景気の話は中断された感もありますが、日本経済は一部持ち直しの動きも出ているといわれる一方、雇用関係を中心に不透明な部分が多く、厳しい状況がなお続いていると受けとめております。

先般、県の税務課で税収面の試算をしたところ、今年度はやはり企業業績が低迷しているために、当初予算からさらに108億円余りの大幅な減収になるとの見通しが出されまして、まだまだ影響が続いております。

今年度に入り、県も経済対策に沿った取組みを進めているところですが、私ども社会部でも、暮らしの向上、経済の安定、雇用の確保につながる取組を現在進めておりまして、特に福祉人材の確保・定着、障害者の皆様の再就職支援、認知症高齢者のコールセンターの設置、さらには社会福祉施設の耐震化、スプリンクラーの整備などを6月補正に盛り込み、取組みを進めております。

また、国の一次補正で予算化された交付金を財源に、社会部では6月議会で20億円余りの事業化を図ったところですが、さらに9月議会では30億円を超える事業化に向け、現在予算査定中であります。

多くの事業が国の交付金を財源とすることから、財源がどうなるか心配なところですが、予算の組み替えをする、または基金に基づく事業を執行停止するのではないかという話も

伝えられております。これから取り組もうとする事業、現在取り組んでいる事業にも大きく影響してきますので、しっかりと情報を入手し必要な対応をとっていきたいと思います。

新型インフルエンザについては、県内の保育施設、社会福祉施設でも大変広がってきております。以前から防止対策、健康対策については、各施設に適宜、注意喚起をしてきたところですが、県内でも亡くられる方が出てきておりますので、今後の蔓延も想定して、引き続き対策の徹底を図っていきたいと思います。

今日は第2回審議会ということですが、前回の審議会での様々なご意見も踏まえ、さらに深めたご議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日の会議資料につきましては、事前にお送りしたもののうち、資料3-2及び資料6-3が変更になっておりますので差し替えをお願いします。また児玉委員さん、岸田委員さんからそれぞれ資料提供がありましたので、あわせてお配りしてあります。

それでは、規定により、議事進行を合津委員長にお願いいたします。

3 会議事項

(1) 社会福祉の諸課題に関する意見交換等

(合津委員長)

皆さん、大変お忙しいところをご苦労さまです。6月に開かれてからすでに3か月ですが、この間、大きな政治の変革がございました。これまでの社会保障に対する切り捨て、負担増が、この大きな政変の背景にあったのではなかろうかと考えているところです。

それでは、議事に入りたいと思います。会議事項は、お手元にお配りした会議次第のとおりです。

6月4日に開催した第1回目の審議会では、昨年度、この審議会で提言した事項への県の対応、提言関連以外の今年度の県の主要施策、国・県の経済対策における福祉関連の施策、この大きく3点についてご説明をしていただき、委員の皆様からは、今年度の審議テーマを選定するという観点から、新しい課題、現状などについてご意見をいただきました。

これを受けて、本日の第2回目の審議会に先立ち委員の皆様からいただいたご意見も踏まえ、審議テーマとして大きく5つに整理しております。本日は、この各テーマについて、より具体的に掘り下げた議論、さらに、最終的には昨年度同様、提言という形でまとめていきたいと思いますので、前回出されたさまざまな課題にどう対応していくのかも含めて、次のステップに移っていきたいと考えています。

資料1をご覧くださいますと、テーマを整理した表がありますが、この5つのテーマのうちの上から4つまでは昨年度も議論をし、提言をまとめてきたものです。委員の皆様にも、課題などについてはある程度の共通認識を持っていただいているものと思っています。

提言の中身を実効性あるものとするために、それぞれの課題について、どのような方向で、どのような取組をしていったらいいのか、課題の整理からさらに一步進めたご意見をいただければと考えております。

ただ、先ほどのごあいさつのように、新しい政権の公約がどう具体化されていくのかが未知数です。例えば、この審議会でも直接ではありませんが議論してきた自立支援法は廃止の方向が打ち出されております。廃止する場合、例えばこの長野県から、財源を含めて、どういう制度を組み立てていくべきかの提案をすることもあり得ると思っております。また子育て関係では、子育て支援の増額も打ち出される一方で、消費税は上げないと言っており、これまでの議論で抽出した課題が、今後は違った形で具現化されていくこともあり得ますので、それに向けて提案、提言をしていくことも含めて、ご意見をいただければと思います。

なお、審議の進め方について、事前に各委員の皆様方にご意見をいただいております、例えば子育て支援分野について、もう少し掘り下げた議論をしたいので、分科会形式で話し合いをしたらどうかというご意見もあります。しかしながら、時間の制約もあり、また本審議会の性格上、特定の分野に限った議論は少し難しいので、基本的には本日と次回の議論の中で進めていきたいと思っております。

ただし、昨年行ったように、意見交換会や懇談会という形式での開催も事務局と相談しておりますので、そういったご要望も出していただければと思います。

本日は、テーマごとに時間を区切ってご意見をいただこうと思っております。途中休憩を挟みながら、4時半に閉会という形で進めてまいりたいと思っております。

まずは県から説明を受けて、そして課題の再抽出、さらには新しい提言という形でテーマごとに進めてまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それではまず、先ほどご覧いただいた審議テーマの全体表について、幹事から簡潔に説明をお願いします。

(池田課長)

資料1「平成21年度社会福祉新議会審議テーマ一覧」の説明

(合津委員長)

それでは、これからそれぞれのテーマに沿って各論に入っていきたいと思っております。まず、関連のあるテーマの1番目「介護福祉人材の確保・定着」と2番目「介護保険法、障害者自立支援法等の制度運用」について、一括して、順番に議論していきたいと思っております。

この4月から、介護報酬と、障害福祉サービス報酬の改定が行われております。その効果については、今後、国が本格的な検証を行うということでした。

また、介護福祉士等の福祉人材の養成・確保のための各種施策については、高等学校などの教育現場において、高校生、あるいは教員を通じて、福祉職場に関してのPRをしてい

くことの必要性、あるいは働きやすい福祉職場の就業環境の整備が必要である等のご意見をいただきました。

それから、先ほど申し上げたように、障害者自立支援法は廃止という方向が、マニフェストに出されておりますが、その関連で、前回の議論では、重度の障害者の方の移動手段の確保が、その費用負担も含めて大きな課題であるとのことのご意見がございました。今回はそうしたご意見も踏まえて資料を用意してありますので、まずは幹事の方から簡潔に説明をお願いします。

(青木地域福祉課長)

資料2「福祉人材の確保・定着事業の実施状況について」の説明

(清水長寿福祉課長)

資料3 - 1「介護職員処遇改善等臨時特例基金事業」等の説明

(寺沢障害福祉課長)

資料3 - 1「介護職員処遇改善等臨時特例基金事業」等の説明

(青木地域福祉課長)

資料3 - 2「自家用有償旅客運送に関する実態調査結果の概要について」の説明

(寺沢障害福祉課長)

資料3 - 3「障害者の移動支援の状況」の説明

(合津委員長)

ただいま詳細に「福祉人材の確保・定着事業」、「障害者の移動支援の取組等の状況」についてご説明をいただきました。今後の具体的な取組に関する提言という観点から、前回の議論に係る資料と、こちらからの質問に対する資料の説明をいただきました。前回は介護福祉人材の確保・定着という視点から、特に人材定着の方策、若年世代に対する福祉職場のPRの方法について意見が出されましたが、今後どのように事業を展開していったらいいか、その展開方策についてご意見をいただきたいと思います。

それから、この4月に介護報酬の単価が平均3%改定されました。それに関連して、岸田委員から、アンケート調査結果ということで資料提供があります。この3%は人件費に反映させるためのものですが、報酬ですから、実際に人件費に充てなければならない強制力はありません。そのような中での改定だったわけですが、現場ではどのような状況にあるかということをご説明願えればと思います。

(岸田委員)

お手元に私のほうから出させていただいた資料があります。介護報酬の3%の改定について、ケアマネジャーの立場から見て、処遇改善につながっているかどうかを、約60名の、主に主任介護支援専門員の資格の方々から、フリーで書いていただいた意見を書かせていただいています。

基本的には改定による改善はほとんどなかったのではないかと、というご意見が多かったです。6月21日時点のアンケートですので、改定から3か月ほど経過した時点での回答ということになります。

加算が利用者さんの負担増になってしまい、サービスが利用できないケースも出ている、とか、介護報酬が上がって事業所もそれなりに収益が出ているとは思いますが、私たちの処遇改善、給与アップにつながっていないという方もいます。地域包括支援センターでも処遇改善は全くなく、居宅支援事業所のケアマネジャーさんからもよい話を聞きませんので、同様かと思えます。その一方で事務量だけが増えています。なかなか現場の状況がわかってもらえていないと思えますし、報酬を継続的に上げる仕組みが必要だと思えます。

次のページをご覧くださいと、「いろいろな加算がついたことで事務量がとても増えてしまった」、「請求していただくだけでもとても煩雑になってしまった」という意見があります。また、介護職員の給与アップ助成金については、「直接介護する職員のみが対象で、施設の相談員、ケアマネジャー、居宅のケアマネジャーは対象にならず、少し残念です」というご意見や、「私たちは正規・臨時を問わず、誇りを持って仕事をしています。残業は当たり前やらざるを得ない現状ですが、介護の仕事が特殊なものではなく、当たり前の仕事として確立できるような、さらなる改善を望んでいます」というご意見もいただいています。

(合津委員長)

ありがとうございます。一つの角度から調べていただいたものですが、介護報酬の初めてのプラス改定だったわけですが、直接的に賃金の増にはあまり結びついていないということが少し垣間見られる内容になっています。

それから、先ほどご説明があった介護職員の処遇改善についても、これは時限的な施策で、2年間は国から補助を出しますということですから、今、少し報酬が上がったからといって、それがずっと保障されることは難しく、事業所側も躊躇している現状もあるように思います。

そういう中で、人材定着に関しては、他の産業の低迷を受けて、前回もお話ししましたが、高校生などではない世代が、リストラや派遣切りのために、各所で開催されているホームヘルパー養成講座に参加するので、かなり人数が増えてきているように思います。ハローワークが、県の技術専門学校で開催しているホームヘルパー2級養成講座に、私も参加してみましたが、去年までは年間1回だったものが2回に増えており、それも定員いっぱいという状況です。それから短大、専門学校でも、昨年度に比べて入学者が増加し、特に

社会人入学が増えてきています。それからキャンパス見学会とって学校紹介を行っていますが、かなり増えてきているようです。

それからこの前もご指摘がありましたが、若い世代、つまり高校、短大、専門学校、あるいは4年制大学を出てから、介護職、福祉職についてもらうためのPR、福祉の職場、仕事の魅力をどうアピールするかというご意見をいただければと思います。

(高岡委員)

今ご説明をいただいた中では、一つは介護報酬額が、既にこの4月にさかのぼってアップをされていますので、今日出された資料は、国の経済危機対策の中で、介護職員の賃金引き上げのきっかけづくりのための事業だと思っています。これは10月分からの交付ということですので、効果を検証するにはもうしばらく時間がかかるだろうと思います。

一方、最後にご説明をいただいた岸田委員さんの資料は、報酬をいただく側、労働者側の意見ということです。そこで大事な資料がないといいますが、要するに雇用している事業所が、今回の介護報酬の改定によって、職員の給与等、身分保障を含めて待遇を変えたのかということが全然見えないので、ここで議論をしと言われても、なかなか白黒つけがたいものがあると思われます。ぜひ県においては、介護事業者を対象とした介護職員の給与改善等のアンケートをとっていただいて、事業者がもし、この岸田委員さんのアンケートのように、報酬額がアップされているのに何もアップしていないとすると、ではどうして事業者はアップできないのか、その理由を探っていかないと何も検証できない、議論にならないと思います。そこで、介護事業者が介護職員の給与を改善したかどうかのアンケートをとっていただければ、もう少し詰まった議論になるのではないかと思います。

もう一つ、移動制約者の調査もやはり同様ですが、これはまず、今の実態を把握したということでは大変わかりやすい資料ですが、私が前回訴えたのは、こういうサービスの提供を受ける側、利用者の側からの意見でした。やはり移動制約者の皆さんが、どういう状況に置かれて、どんな思いで、どんな生活環境で、どんな収入・経済状態にあって、という、移動制約者の皆さんに対するアンケートをとっていかないと、どの程度そういう皆さんの足の確保ができていくかという問題なので、やはり利用する側のご意見もきちんとお聞きいただければありがたいと思います。そういうところが少し見えていかないと、この資料だけでは、もう一步踏み込んだ議論が難しいのかと考えます。

(福岡委員)

私どもの地域も6市町村の圏域で、8月に移送プロジェクトをつくって、市町村担当者とか福祉有償運送をする協議会の関係者、社協さんと、いろいろメンバーを募って、地域の移送困難者のサービスの実態をこれから調査していこうとスタートしたところです。

介護タクシーもありますし、福祉有償運送もありますし、デマンド交通等もありますし、ボランティアの移送もあるのですが、どれもが「常に短し禪に長し」で、それぞれがいろいろ

いろいろな意味で縛られている。それで、私どものほうも、それぞれの事業でできることとできないことを当面調べていこうと思っています。またこの場で、もし参考になる資料があれば、一地域の話ですけれども、出させていたいただきたいと思います。

自分は、長野県のような地域で、一事業者の努力とか、一グループのボランタリーな努力ではどうにもならない課題だと思っていて、結論的には市町村あるいは県の、ある意味での主体性といいますか、応援がなければ成り立たない仕組みではないかと思っています。そういう意味では、今日の調査結果から見ると、事業者に対する財政支援を検討していることも含めて、24市町村で実施しているということは、少しうれしく、中身に興味を持ったところです。その中身がわかればということと、またこのごろ新聞報道等でも、例えば安曇野の「あずみん」が、非常に使い勝手がよくて、もみじマークの方たちがずいぶん運転免許証を返納されているというのを聞いて、やり方によっては地域再生にもなると思ったところです。そういった具体的な数字に踏み込んだ情報がわかればありがたいと思います。

(大池委員)

今の話は本当にありがたいのですが、利用者の立場、特に知的障害を持つ方、重度の車いすの人たちにとっては、この福祉タクシーを頼むことさえ、だれかがいつも身近にいて、「こういう制度がありますよ、一緒に頼んであげましょうね」と言ってあげないと、なかなか難しい、という実態があります。

本来は、車いすの人たちが、すべての公共交通機関に自然に乗れるのが基本だとずっと思っています。ところが松電バスなどを見ても、とても車いすの人たちが乗れない状況で、だからこそこういう制度がだんだんできてきたということです。少しの改善、例えば車いすの方が乗ったときに、その設置場所があるとか、ということにもう少し配慮すべきだとずっと考えていますし、そういうところに果たして補助金が出ているのかということです。私の村でもコミュニティバスを入れたのですが、ほとんど普通のマイクロバスを持ってきただけで、内部が何ら改善されていません。カートのおばあさんが乗ったときに、最初はそのカートの置き場所がないから、「カートは持ってこないでくれ」というようなトラブルも起こっていました。するともう、そのおばあさんたちは、せっかくの村の保養所、温泉にも来なくなってしまった、という話をいくつか聞きました。こういう普通の人たちが使うバスをもう少しでも改善して、身体障害やお年寄りの人たちが持っている器具などへ配慮することが必要ではないかと日々考えています。そういうところに補助金が出るのかどうかということが1点です。

それから2点目は、県下に、リフト付きのバスが果たして何台あるのか、ということです。パラリンピックのときにはかなり来ましたが、みんなどこからの借りもので、終わったらさっといなくなってしまったのを見て、実に情けない気がしました。長野県の中で公共交通機関、あるいは市町村が運営する福祉バスなどで、車いすを上げられるリフトつ

きバスは何台あるのかということです。

3点目は、私が障害者の車いすの方3人を連れてラスベガスに行こうという計画をして、山形村から業者にリフト付きバスを持ってくるように言ったところ、彦根市から持ってきたんです。こういうことを考えてみても、今、障害を持っている人たちが旅行に行きたいということになっても、一般に募集されている旅行会社のものは、ほとんどそういう配慮がなされていません。もし県下であれば、ぜひそういうところを宣伝していただきたいですし、例えば社協などで旅行用にリフト付きバスの整備がされているところがあれば利用したいと思いますので、長野県の中でリフト付きバスが何台あり、普通の人たちと同じようにバスを利用ができる状況はどうかを、調べていただいたらありがたいと思いました。

(合津委員長)

自治体のコミュニティバスや民間のバスを含めて、カートや車いすの人が普通に利用可能となるような改良を依頼していくということですか。

(大池委員)

障害者が、一般の公共交通や市町村のコミュニティバスを利用できないことが多ければ、さきほど説明された移送困難者のための制度のほうは必ず増えていきます。ですが、それは本末転倒であるということをはいたかったということです。

(児玉委員)

私からは、福祉人材に関して申し上げます。私は、長野県は比較的いろいろなことをきめ細かく始めようとしていらっしゃるのではないかと基本的には感じています。今朝の新聞などでは、全国的に待機児童が多すぎると報道されていましたが、長野県はゼロであるとか、先ほどの説明では介護福祉士の専門家等の充足率が低いということでしたが、全国の中では長野県は高めなのではないかと感じたりします。

それから、介護福祉士の方でなくても、ヘルパー2級の講習会に参加する人は大変増えてきており、そういった方面に補助金を細かく出し始めているということでした。福祉の職場説明会でも、開催する場所は長野市と松本市だけではなく、上田や伊那、それから岡谷でも展開しようとしていることは素晴らしいことだと思います。逆にもう少し、どの地域で人の充足ができていないのかを踏まえて、そこへうまく説明会を持っていくことが、これからは必要ではないかと感じます。

それと、さきほどの報酬の3%アップの件で、データは6月以降のものが出ていませんけれども、せっかく佐藤副委員長さんがおいでになりますから、本当に経営陣が、個人の給与に全く反映させていないのかということも、あとで教えていただくと大変ありがたい、決してそんなことはないのではないかと感じます。

また、例えば私は、特養では、東京23区でも、東京都下でも、この長野でも仕事をしたことがあります。状況がそれぞれ違いまして、特別加算のプラスが23区よりも都下では少なかったりしました。今では長野県の実態が全国の標準になっています。長野では比較的人材が、十分とは言わないけれども集まっている。23区や、かつては手厚かった都下などがなかなか難しくなっています。

したがって長野県の場合、一概にどのような形で進めていくのがいいとは言えず、人材確保のための説明会を通じてニーズをくみ上げながら、展開していくのがよいのではないかと思います。それによって、いろいろな面で細かやかに、実態に即して対応できるのではないかと思います。

佐藤委員さんのほうから、実態をお話しいただけないでしょうか。

(佐藤委員)

まず介護報酬の3%アップですが、これは在宅と施設でアップ率は違いまして、平均で3%と言っているわけです。介護報酬のアップは「人材の確保に使いなさい」とは言っていないので、何に使ってもいいのですが、今回の国の交付金による基金は「介護職にだけ使いなさい」ということですので、そこが違うところです。

では今回の介護報酬のアップを各事業所はどうしたのかといえ、これは稼働率に報酬を掛けたものですから、稼働率が昨年同様よければアップしています。しかし、過去2回、トータルで7%以上のマイナスだったと思いますが、今回の改定はそれに対して3%回復しただけです。私ども事業所とすれば、平成12年に介護保険法が施行されたときの報酬単価ですと来ればよかったです。我々も当初の報酬に応じた人材確保、職員の採用、配置をしておりますので、実態は加配になっているわけです。

しかしながら、こうして基準以上に対応していても介護事故は起こります。50名定員のところで夜間介護を2人でやりますから、大変なことです。これで事故を起こすなというほうが、あまり言いたくないことですが、難しいわけです。職員は本当に苦労していますし、精神的な負担はものすごく耐えがたい部分があると思います。それを改善しようと、今回交付金を、15,000円であります。先ほどご説明があったとおり、パーセンテージでいただけるようになったということです。

ですから3%アップについては、各事業所で昇給や、賞与のプラスで出しているところもあれば、今まで本当に施設の整備や改善しなくてはいけないというところでやっとこのアップがあったので、ご老人の皆さんの生活環境をよくするほうに回そうではないかという事業所もあるかもしれません。これは各法人の考え方だと思います。

そういう意味では、介護報酬3%アップについての、皆様方が今おっしゃっている分析については、当然やっていただいていると思いますし、私どもも今年自分たちの事業所で基礎調査をやろうと思っているところです。

介護人材の確保・定着に関しては、平成12年から報酬が変わらなければまだまだよかったです。

と思います。一番の違いは、措置の時代の介護には、福祉の学校、大学に多くの人材が来ていたことです。福祉の倍率はものすごく高かった。それがなぜ、今、福祉に向かわなくなったかという、要するに3Kといわれていますが、やはり魅力がなくなったということが一つです。つらさだけが前面に出てしまっている。やりがい、楽しさというものが感じられず、マイナスイメージになっている。それはやはり介護報酬が削られて、どうしてもどこかで努力をしなければいけない事業所さんが、人を採ることができなくなっている。そういう状況があったということがやはりマイナスであり、悪循環にもなっています。

それで、やっと昨年から、先ほどの説明のとおり人材確保の法律や補助制度などがたくさん出てきました。労働関係も当然ありますし、国土交通省からの補助もあります。そうして省庁横断的に介護に向いていただいているのは大変ありがたいことです。こうして一歩ずつ進んでいけば、高校から介護・福祉に向かう人も多くなるし、大学から向かう人も多くなります。

先ほどの福祉人材の求人について説明のあったとおり、平成21年6月に求人者数と求職者数が逆転しました。しかし、現場ではそういうイメージを持っていません。なぜかといいますと、働きたいという方と採用したい人材とがマッチングしないためです。これは不景気の関係もあってのことかもしれません。求職者が多くなったことは大変うれしいのですが、そこがやはり現場とすれば少し残念な部分です。

さらに言わせていただければ、マッチングしなくても、我々が雇用しながら教育できれば、よい環境はできます。教育担当の職員が3人ぐらいいれば、全く経験がない人たちであっても、我々で人材を育成できる体制がとれるかもしれませんが、現状では無理です。

そういう意味では、もう少し総合的に現場とマッチングできる人材を育成する教育体制が必要ではないかと思います。

(合津委員長)

ありがとうございました。ちなみに、先ほど旅客運送の実態調査ということで、事業者に対して調査をされておりましたが、今日ご意見が出ましたように、例えば事業所で働く人たちに対する調査とか、利用者側からの意見ということで調査をされたようなものはありますでしょうか。例えば高齢者を対象とした調査としては、高齢者実態調査というものを、県が各保険者から取りまとめて行っていましたが、そういったものはこれまでにありませんでしょうか。

(青木地域福祉課長)

県でそうしたものを調査したことはないと思います。他県でも、あまり実態は把握されていないように思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。この際、特に発言しておきたいことはありますか。

(高岡委員)

私が言ったことが誤解されてはいけないので、一言お願いします。

私の提案は、県で調査をなささいということではありません。やはり福祉機関の整備というのは、市町村を基準とした上で、広域での対応もまじえながらきちんとやっていくものだと思います。その先に県があるわけですが。

県は、その行く方向性をきちんと指し示していくもの、また、管理監督をしていくものだと私は思っています。

福祉基盤を整備する場合、やはり慎重に考えなくてはいけないのは、先ほど福岡委員さんからもお話があったとおり、例えば移動制約・困難者に対する基盤整備の問題であれば、一事業者だけ、一市町村だけというのは、困難な事例が非常に多いということです。やはりその周辺市町村、または広域、さらには2つ3つの広範囲な広域などでの解決方法を探りながら、できることから手をつけていく努力が必要であると思います。

そういった動きがなかなか目に見えてきていません。例えば、介護人材の確保であれば、介護保険事業計画をつくるのは市町村ですし、都道府県はそれを積み上げた事業計画をつくらなければなりません。そういうところにきちんと数字が載り、市町村、または広域のそれぞれの役割もうたわれていくものだと思います。やはりそういう中できちんと答えを出していただかないと、問題が解決していかないのではないかと思います。特にサービスの提供を受ける側、事業者の側の意見などもよく聞いていただいて、基盤整備をうまくマネジメントしていくことが大事ではないかと思います。県で何でもやるということではありません。

(合津委員長)

先ほど私が例に出しました高齢者実態調査は、保険者が介護保険事業計画を策定するため、あるいは、それぞれの介護保険事業の状況を確認するためのものですが、実際に調査しているのは各保険者です、県はそれをまとめ上げているわけです。

また調査は高齢者の分野だけでいいというものではありません。

少しまとめますと、県には直接やってくださいということではないのですが、国が事業者に対して行う調査を待つ姿勢でいいのかということです。各保険者等を通して、実際に業務に従事している人たちに対する調査ができないか、というご意見だと思います。

(児玉委員)

その関連で感じることですが、昔、厚生省時代には、一つの法人が一施設を運営するというのを一生懸命力説しておりましたけれども、最近、できるだけ一法人が複数施設を

進めたほうが望ましい、と方向転換されていると思います。

私が昔から所属してきた法人は、ずっと一法人で複数施設、複合施設のところでしたが、そこで感じたことは、介護報酬などが、同じ1%でも、その持つ意味が全然変わるということです。やりたいことができるかできないかというくらいの問題です。ですから、法人が努力をしないために安定した経営ができず、そのために行政におんぶをするということであれば、本当に正しいことなのかと感じないこともありません。

基盤整備も、本当にすべて行政が主導してやることなのかということをはっきりしておかないと、大変失礼な言い方ですが、すべて1から10までガイドラインに沿って進めているのではないかと思います。ですから、事業者と従事者の思いをきちんと表現するためにも、両方がうまくマッチングするようなことにも、少し努力が必要であると感じます。今、たまたま福岡委員さんと高岡委員さんが、長野県は広域的な規模で経営しているところが多いので、そのあり方をもう一度検討し直すことが必要ではないかとおっしゃいましたが、国全体の流れの中で、一法人一施設ではやっていけないと言われるようになってきたからは、なおさら現状での経営の難しさを感じています。

(合津委員長)

ありがとうございました。広域圏域での整備というのは国の方針でもあり、長野県だけではないということですね。在宅サービスについては市町村が、施設サービスについては広域圏が、というのは、全国の介護保険事業計画や、老人福祉計画でも、そういう方向で進んでいます。その計画とどう整合をとっていくかというのは、また少し別の次元だとは思いますが、

それでは、まず第1の議題につきましては、事業者だけではなく、市町村にもかなり資料があるはずだと思います。そういったものをまとめながら、事業者、あるいは労働者に対する調査を、その意識調査を含めて、していったほうがいいのではないかと。

また移動支援についても、やはり利用者側からの意見もあわせて聞くことが大事で、そうでないと効果の検証といっても事業者側だけの調査になってしまいますので、これをどう使うかということも含めて、さらに検討が必要ではなからうかという意見。

それから、移送については、やはりその移動者の主体性とか、それに対する支援のあり方ということ。それから、資源あるいは人材に関しても、未充足の地域の実態把握の必要性。それから、バス等の公共交通機関のいわゆるユニバーサルデザイン、バリアフリー化がどの程度進んでいるのかということ。そうした細かいところをさらに調査をした上で、さらに少し加えたいのですが、効果の検証という言葉をよく使いますが、実際どう検証されていくのか。検証の方法、分析をどうしていくのかは非常に難しい話なのですが、それをどう活用していくかを、分析手法を含めて検討していく必要があるのではないかと思います。そういったことを少しまとめさせていただきたいと思います。

また次回、さらに審議を深めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして「子育て支援施策」に移りたいと思います。子育て支援に関しましては、取組も非常に多岐になっておりますし、またニーズも多様化してきております。保育環境、地域での子育て支援、仕事と育児の両立、少子化対策、児童虐待の問題、さまざまな意見が前回も出されております。そこで今日は、こうしたことを踏まえて、児童虐待、発達障害等に対する支援について、さらにご意見をいただきたいと思います。

少子化対策については、ほかに議論する会議もありますし、議論が拡散してもいけませんので、この審議会では、虐待に加えて、特に社会部所管の保育対策などの子育て施策のあたりから議論していただきたいと思います。

それから、最近は特に子育て支援、あるいは保育の問題にしても、従来のような保育所に通所をして、子どもさんを1日預かるというケアだけではなくて、専門職である保育士に求められるものが、家族に対するソーシャルワークも含めて、非常に高いものになってきていると思いますので、そういったことも含めて議論をお願いしたいと思います。

それでは、幹事の方から、この関係について説明をお願いします。

(金原こども・家庭福祉課長)

資料4 - 1 「平成20年度教育等関係者を対象にした児童虐待に関する研修実施状況」等の説明

(林 心の支援室教育主幹兼生徒指導係長)

資料4 - 1 「平成20年度教育等関係者を対象にした児童虐待に関する研修実施状況」等の説明

(佐藤健康づくり支援課長補佐兼精神保健係長)

資料4 - 2 「発達障害支援事業について」等の説明

(勝又特別支援教育課指導係指導主事)

資料4 - 2 「発達障害支援事業について」等の説明

(金原こども・家庭福祉課長)

資料4 - 3 「児童福祉施設における職員の配置状況」及び資料4 - 4 「21年度安心こども基金の事業の概要」等の説明

(合津委員長)

ありがとうございました。「学校職員等に対する虐待関連の研修」、あるいは「発達障害にかかる支援事業」などについて説明をいただきました。このテーマについても、前回の資料、それから今回の資料をあわせて、今後の取組についてのご質問、それから、委員の

皆様からの提言につながるような内容のご提言をお願いしたいと思います。

(増田委員)

児童虐待について去年から、虐待されている子供たちへの対応強化、虐待の早期発見、虐待の予防、加害者である親への援助、の4つについてお願いしています。今日は、虐待の予防と加害者である親への援助について、少し意見を述べさせていただきたいと思いません。

虐待の予防、このために活動をしている市民団体は幾つもありますが、私、CAPという活動について興味を持っておりまして、今年の3月、CAPのワークショップに実際に参加してきました。CAPというのは、今から30年ぐらい前に米国で生まれた「子供に対する暴力防止、Child Assault Prevention」というものの市民団体ですが、CAPのワークショップに参加して感銘を受けたことについて少しお話しします。

2時間ぐらいの寸劇を通していろいろなことを学んでいくのですが、その中で、子どもは大人から守られるだけの弱い存在ではなく、不安で困難な状況にあっても、それに対応できる存在であるということが大切な柱になっています。我々日本人は、どうしても弱い者に対して、上から目線で保護しなければ、助けなければというだけの方策を打ち出しがちですが、いかにも米国生まれだと思ったのは、子どもが持っている力はそんなに弱くなく、実は耐えることができる、逃げ出すことができる、声を上げることができるということを信じて、それを引き出そうというもので、いかにもアクティブな印象を受けました。

非常に実践的で有効な活動ですので、先ほど事務局のほうからお話がありましたが、3年で終了するのではなく、ぜひ続けていただきたいです。子供は年々成長し大人になっていきますが、毎年新しい子供たちが入園、入学してくるわけですから、子供に対する暴力防止の啓蒙活動が3年で終わっていいはずがありません。ぜひ継続していただきたい。

そしてこの資料4-1、子供に対する虐待防止対策事業について、の3番で、「その必要性を認めて自主財源で実施する学校もあらわれるなど、初期の目的が達成されたと判断して終了した」とありますが、自主財源で実施することはないと思います。これは公が助けるべきことですので、CAPの活動だけとは言いませんが、子供に対する暴力防止の啓蒙活動、子供の力を引き出す活動は、ぜひ今後も継続していただきたいと思います。ちなみにCAPでいただいた資料によりますと、子供ワークショップ、大人ワークショップ、教職員向けワークショップと3種類あります。それぞれのワークショップはクラス単位で行われたり、学校単位で行われたりしますが、講師料が2万円から3万5,000円です。交通費は別ですが、これだけの予算で実施できるものです。

それから、私がお願いしていることの4番目、加害者である親への援助、これは親子関係支援プログラムがすばらしいプログラムだと思います。毎年、児童相談所に虐待関係で持ち込まれる相談が約500件だと思いますが、そのうち8割は施設に入所せずに、面接等などを通して家庭で生活を持続しながら改善に持っていくというものだと思います。過去3

年間で親子関係支援プログラムが実施されたのは、施設へ入所し親子分離された家庭の、さらに一部に対してですが、できれば在宅で、面接などを通して家族関係を回復させようとしている家族にも、このプログラムを迅速に導入していただきたいと思います。

このプログラムは、有効に機能すればとてもいいプログラムだと思いますので、CAPの虐待予防の活動と同じく、今後とも縮小せずに継続をお願いいたします。

(鷹野委員)

保育園長をしておりますから赤ちゃんから小学校へ上がるまでの子どもをお預かりしています。乳幼児期のツケは少年期、青年期になってから出てきますので、目に見えない人生の土台づくりの乳幼児期の保育の重要性を痛感しています。小学校へ行って先生の話をしっかり聞けない、友だち関係もうまく築けない子が増えていると聞いています。親は幼いときの子どもの心を空しくしてしまっても気付かない、しかし思春期になって事件をおこしたらもうその子は一生取り返しのつかないことになってしまうのです。幼いときおとなしくよい子であった子が、ある日突然恐ろしいエネルギーを爆発させる事件が起きています。事件をおこしたり事件に巻き込まれたりしたときはすでに遅いです。

子どもは親の正しい愛情の中で育てられ、乳幼児期に基本的な人格形成がなされなければなりません。一人の子どもが生まれ、どういう親の元で育てられたか、そしてその親はまたどのような親の元で育てられたのか、子育ては連鎖ですから虐待を受けて育った親はわが子にも虐待をします。またその子どもも親になれば虐待をしても当たり前という子育てがくりかえされます。虐待の数が増加しているのですが、乳幼児期の場合、ぶったり、たたいたりという暴力的な虐待だけでなく、平気で夜更かしをさせている、テレビやビデオを見せっ放し、あたたかい言葉をかけてやらない、悪いことをした時にきちんと教え諭してやらない、なども虐待して育てている部類に入ると思うのです。

「幸せな家庭生活」というのは、ごく当たり前のことを当たり前にする生活があるということだと思います。保育園はわが子を初めて集団の中に入れて社会生活をさせる場ですから、親も初めての学び舎でわが子と一緒に成長できるチャンスがあります。今や保育園は、社会生活の秩序や基本的な生活習慣などを親に丁寧に教える親教育こそ重要と考えています。しかし、働くお母さんが増えて母親自身が忙しく、子育てに十分手をかける時間がなくなりました。長時間保育、休日保育、病児保育などの子育て支援のメニューがいろいろ用意されましたから、親にとって便利で有難いけれど、子どもにとってはどうでしょうか。子どもの心の中の叫び声をきちんと受け止めることを忘れて、忙しい忙しいだけでは先程の思春期のツケは大きくなります。

私は子どもの代弁者として、子どもにもあたたかい言葉をかけてやること、抱っこしたりお話をしてやることをしなければ子どもの心を空しくして取りかえしのつかないことになりますよ、と、保護者によくよく話しています。

今、親がしていることはずっと先、20年も先にならないと結果が出ない話です。それと

同時に保育園も同じ責任を負っているのです。私は幼児期に子どもの前に立った者はその子の生涯を通して何らかの責任があると思っています。一人一人の子が加害者にも被害者にもならないために、乳幼児期の子育てはその子の背後にある家庭とともに育たなければならぬのです。

長野県の待機児はゼロと言われていますが、例年9月あたりから3月までは途中入所児が多くなります。途中入所児のほとんどは3歳未満の子です。小さな子を預けて母親が働かなければならない状況になってしまった、つまり離婚の増加、別居、深刻な経済的理由などが主な入所理由です。切羽詰まった家庭の子を保育所は可能な限り受け入れをしますが、職員体制に無理が出てきます。最低基準が守られているからよいというレベルの問題ではありません。不安定な母と子、あるいは父と子を安定させ、より人格的な保育をしなければなりません。そのためによい先生がたくさんいなければなりません。人手不足では成り立たないのが人間教育です。

養成校はよい人材を送り出すための努力をして欲しいと思いますし、現場の切実な声も養成校には届けたいと思っています。また、中学生や高校生がぜひ福祉の現場でよい働きができるようにアピールと同時に3Kのイメージをめぐり努力は行政に求められています。

実習は大切な学習です。私のところにも近くの中学生在がやってきます。将来の保育士希望者も大勢います。子どもと直接触れることで愛らしさや大変さも実感し、自分も親に大切にしてもらって育てられたありがたさもきちんと感想文に書いてくれます。

中学生、高校生の実習受け入れなどは各地でバラつきがあると思いますが、本当によい実習をしてもらおうと思うとそれなりに情熱を持って対さなければなりませんし、若い生徒たちに熱い思いを持って対することは十分期待できますので、ここは力を入れる価値があるところです。

福祉は人が生きていくための土台です。みんなが幸せに生きられるように、土台をどう築くか、善意と親切だけで幸せになる場合と行政の支えがなければ無理なことがいっぱいあります。

私の園に筋ジストロフィーの重度のお父さんがいます。声もスピーキングバルブを着けなければ話すこともできません。ボランティアさんや介護ヘルパーの助けを借りてやっていますが、それでも我慢することが多く気の毒になるのです。本当に困ったときどうしたらよいか、まだまだです。

中学生などの体験実習も、もっと時間を思い切って使ってやれないか、何か中途半端だなと感じています。

子どもたちの体力は年々減退しています。歩くことひとつ取っても、本当に子どもたちの脚は弱くなりました。そして人の話をきいて、自分も話すコミュニケーション能力、文章力、集中力もかなり落ちていると思います。

社会全体が車社会や犯罪などの不安があり、複合的に子どもが育ちにくい状況になってしまったことは事実ですが、やはりこれは大変なことです。

一人一人の子どもの育ちに光を当てないといけない。せっかく生まれてきてくれたかけがえのない子どもたちの幸せな成長を保障するために、今、保育園の現場の責任は大です。そして日々そのニーズは高くなっています。最低基準の枠の中だけではやっていけない現実であることを申し上げたいと思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。今、最後にお話がありましたが、児童の健康や体力や学力が減少していると思います。さまざまな能力を維持するためにはやはり家庭の大切さと、それを支援する保育士等の数と質、それに伴う財源が重要ということです。

(田中委員)

私も4点、簡単にお話したいと思います。まず虐待についてですが、前回の審議会で、虐待児童が入所している施設の職員が、毎日大変にご苦労されているため、どうか援助できないかということをお話しし、今、人数配置や加配などを見せていただきました。24時間勤務をしておりますので、1日8時間勤務で職員1人当たり4.7人の子どもとすると、簡単には計算できませんが2、3倍して12~13人の子供に職員が1人という状況にいます。虐待されて来ている子供たちは、心のほうもかなり深く傷ついておりますので、そうしたケアについても十分してあげるには、まだまだ足りない人数ではないかと思っております。

今年、民主党が子育て支援金として、1人に26,000円という具体的な施策を打ち出していますが、これは家庭の子どもには行くけれども、施設の子供たちはどうなるのかということをもまず考えました。教育にお金がかかることで、お子さんを生んだり、育てたりするのに躊躇する人が全体の60%ということもあって、そうしたお金を立ち上げたということですが、そうであれば、施設に入っている子どもたちも同じで、特に教育を受けることが大事な子どもたちではないかと思えます。ぜひそういう子どもたちにも、こういうお金が行くようにしてほしいというのが私の願いです。

また、第三者評価推進委員会等の活用ということで、よく読んでみますと、19年度に市議会でそういうのを活用しようという方向が出ておりました。これは、子どもたちのためのサービスの中身を審査するということですので、職員も含めてこれをどうにか子どもたちの施設に活用できたらと思います。

それから、今、家族支援プログラムについて増田先生がお話ししましたが、私も、家族支援プログラムに乗せたいと思うお母さんがいるのですが、乗せたとしても、とても続かないというお家もあります。私の知っているそのお母さんは、少し養育能力が低いのではないかと思います。虐待関係のお家の人の中にはそういう方も大勢おられて、子供の発達課題が十分理解できなかったり、精神的な病を持っていたり、養育能力が低かったりといった方も多いのではないかと思います。そういうお母さんたちにもわかりやすい、楽な方法のプログラムであればいいと思います。このプログラムはぜひ必要なことだ

と思いますので、続けてやっていただきたいと思いました。

それから、発達障害のことですが、教育委員会とも関係がありますが、大変重要なことです。発達障害となると、最初はお母さんが、「うちの子はちょっとおかしいかな」と思ったり、あるいは健診で保健師さんが見つけたりして、それから療育センター持っていくわけです。小学校へ上がると、それまでは保健や福祉の関係だったものが、今度は教育関係、学校のほうへ移行します。その辺りで厚く連携をとることがとても大事かと、私自身、スクールカウンセラーをやっていて感じています。

保健・福祉・教育・医療、そういう方たちが集まって、お互いの重なり合う部分についてよく知っていなければいけないと思います。具体的には、例えば保育士の養成校がありますが、養成校では、発達障害についてはどう教えているのか、虐待についてはどんなカリキュラムを組んでいるのか、あるいは大学などではどんなカリキュラムで教えているのか、それをすぐに現場で生かすことは相当に難しいとは思いますが、そういうことをお互いに知っていることが大事ではないかと思います。

方々で、いろいろ研修会が行われていることは本当にいいと思いますが、それぞれの方たちが一緒に顔を合わせることも、頻繁にしてみたらいいのではないかと思います。

それから、資料4-1の「児童虐待に関する研修実施状況」ですが、これは私も知っていますが、どこの市町村も協議会を立ち上げるということになっていて、ほとんどの市町村で立ち上げていると思います。この児童対策地域協議会は、いろいろな方が集まって、虐待について協議をするところですが、資料を見てみて、少し数が少ないのかなと思いました。これは、別の会議の中で行われたりするのではないかと思います。

虐待に関して、どうしたらいいか困ったという話を聞くにつけ、児童相談所などとても忙しい職場だと思しますので、この審議会でも一つのテーマになっているとおり、児童相談所の職員を増やしてほしいと思います。

(福岡委員)

子育てや療育にかかわっていると、発達障害がものすごく気になってきます。私も年間70日は、1日かけて保育園訪問をやっています。1人で行くわけではなく、療育コーディネーターや、臨床発達心理士、行政のほうからは保健師と保育士と心理士が行きます。さらにそこに教育委員会の教育相談の先生も同行してくれて、1つの保育園を計画的に、年間5回、1日かけて見て回るわけです。

先ほど、発達障害は割りと、1歳半、3歳児健診のときなどに、親御さんが気づかれる、という話もありましたが、私の実感としては、家庭にいるときや、1歳半や3歳児のときには割りとスルーしてしまい、集団の中に入ったときに一気に見えてきて気づかれます。このときに各所管課がばらばらに対応していくと、ますますお母さんが混乱されたり、子どもの対応が混乱したりして、二次障害が生まれるということがよく見えてきます。

この7人体制の訪問を始めて3年目になりますが、保育園から小学校への引き継ぎ、小

学校からさらに中学校へ、私どものほうでは下高井農林高校との連携も進んでいますが、そういう重なるのりしろのことも考えると、もう発達障害は、各部署が縦割りでそれぞればらばらに対応する時代ではなくなってきているとよく感じます。

たまたま今年、障害福祉課の紹介をいただいて、長野県の全警察署の警察官の皆さんにお話しさせていただけるということで、警察でも、発達障害の判定が難しいので、勉強会ということで私を呼んでもらっています。そういったところで、かなり県下でも、発達障害についてはムーブメントというか、機が熟してきたと思っています。私が今回っている保育園も、ある市では1,500人の保育園の園児のうち、気になる子どもさんは200人で13.6%です。発達障害に限って言えば、学校では6.3%と言われていますが、現場の実感では10%を超えているだろうと言われていています。そういう中で、例えば、児童自立支援施設の半数以上が発達障害であるという報告もあります。もちろんニート、引きこもりの中のかなりの方々も発達障害だと言われていています。

私、この発達障害児に関して、県のさまざまな関係機関が熱心に取り組まれていることはよくよく承知していますが、県の中で、例えば子育て支援の関係、健康づくり支援課とか障害福祉課とか特別支援教育課とか、あるいは障害者自立支援課等の横の連携が、検討会での横の連携なのか、本当の意味でのプロジェクトを組んでくださるのか、そろそろこういったことに本格的に取り組んでいただかなければいけない時代が来たのではないかと思います。その辺りを、具体的に組織づくりとして提案したいと思っています。

(合津委員長)

こうした取組は、今は、福岡委員さんの地域だけですか、それともあちこちでされていますか。

(福岡委員)

かなりモデル的なところは広がってきていると思いますし、今回、廃案にはなりましたが、自民党の児童福祉法の改正の中で、療育の機関が保育園をきちんと回るということについて予算づけの話も出ていました。私としては、自分の地域をモデルと位置付け、ここ3年間でかなり蓄積をしてきました。

(大池委員)

関連して端的に言いますが、私も山形村障害者相談センターというところにおいて、昔、教育センターで、LDなどの専門主事をやっていたことから、その頃の同僚や先生方など、全県下から電話がかかってくる。

一つは質問ですが、事業の実施状況(1)で、特別支援教育コーディネーターをすべての学校に設置している、となっていますが、こういう特別のプロの人がすべての学校に1人ずつ在任すると読み取っていいですか。

(勝又指導主事)

コーディネーターは、校内の職員の中で適任者を指名しているという形になります。ですので、中には学校によっては教頭先生がやられていたり、教科担任がやっていたりという、さまざまな形態があります。

(大池委員)

結局、このコーディネーターはプロでなければいけないんです。素人がこういう人たちに接するのは、百害あって一利なしです。コーディネーターという名前だけなら、教頭がやってもだれがやってもいいのですが、本当にコーディネートするのなら、内地留学など、それなりの勉強が必要です。ところがそうでないためにトラブルが続発しています。そのトラブルが私のところに次々と回って来て、「もう直接学校に来てくれ」ということで行かせてもらったりしています。

そこで考えたのですが、一つは、教頭、校長職が、教育センターを使ってもいいのですが、少なくとも、特にLD、ADHD等についての知識を得て、その上で特別支援学級の教育課程をどのように組むのかを、校長なり教頭なりの権限ではっきり指導しないと、みんながばらばらになってしまいます。その弊害が、保護者と担任との軋轢となって出てきていて、「あの先生は何もやってくれない」ということになって、そのために子どもがだんだん不登校になる傾向があります。不登校の原因等を考えてみても、学校の中でいじめに遭う率も、こうした子供たちが大変高いです。

ですので、学校の中で教頭先生、校長先生が中心になって、きちんとこういうことを考えてやっていく。特に教学指導課で、指導主事が回っているいろいろな指導をなさるときにも、数学の指導主事であろうが、理科の指導主事であろうが、一応このことを踏まえて、数学の研究事業でいかれても、特別支援学級を覗きながら指導をしてくるなど、特別支援学級の教育課程をどのように学校の中に位置づけていくのか、ということをごひやっていたきたいというのがお願いです。

(合津委員長)

ありがとうございました。先ほどの田中委員さん、福岡委員さんからお話がありましたが、関係職種、他職種との連携というのは、もう当然やらなければいけない話です。それは高齢者特有でも、障害者特有でもなく、この発達障害や、それから教育にとっても絶対に欠かすことのできないことだと思います。これはぜひ進めていただきたい。

それから、私の意見としては、保育系の専門職、あるいは介護・福祉の専門職もそうですが、これは福祉の国家資格です。社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護福祉士。ところが介護福祉士と保育士は、カリキュラムの改定で「社会福祉」という科目がかなり少ないです。ほとんど「社会福祉概論」と「援助技術」のさわりだけ。そういったカリキュ

ラム体系については、やはりこれから考えていかなければいけないということを、少し触れさせていただきたい。

それでは、55分まで休憩時間をとらせていただいて、そのあとに権利擁護の問題に入っていきたいと思います。

(休憩)

(合津委員長)

それでは再開をさせていただきます。

第4番目の審議テーマ、「権利擁護に関する施策」に移りたいと思います。

権利擁護につきましては、昨年度の提言も踏まえて、今年度から新たにモデル事業をはじめ取り組みが進みつつありますが、市町村、それから社会福祉協議会等を含めて、さらに取組を広めていくことが必要であると思います。まだまだ声にならない権利侵害、あるいは苦情をきちんと申し立てられない実態があるかと思えますし、また、権利をきちんと行使できない人たちのための後見制度の活用も必ずしも十分ではない、という認識のもと、このテーマを設定しております。

では、関連する資料の説明を簡単をお願いします。

(青木地域福祉課長)

資料5 - 1「日常生活自立支援事業(成年後見制度移行支援事業)の実施状況について」の説明

(清水長寿福祉課長)

資料5 - 2「平成20年度における高齢者虐待の状況」の説明

合津委員長

ありがとうございました。それから、参考資料「主な団体の権利擁護に関する取組状況」として、長野県司法書士会の「リーガルサポートながの」、それから長野県社会福祉士会の取組等をお配りしておりますので、改めてごらんいただければと思います。

ただいま、その「成年後見制度の移行を支援する事業」、あるいは「高齢者虐待の状況など」について説明がありましたけれども、このテーマにつきまして、まず日常生活自立支援事業そのものについて、以前、社協の東事務局長からお話をいただきましたが、実施状況等、あるいは課題等につきまして、唐沢会長さん、何かこの日常生活自立支援事業に関連してございますか。

(唐沢委員)

数字につきましては、今回、資料5 - 1に出ていますから、ご覧いただきたいと思います。現在、この相談が多くなってきたことは事実です。

それからもう一つ、基幹社協が、長野県には確か20ということですが、そこに専門員がおいでになるということになってはいますが、おそらく3市以外はほとんど兼務の状況で、自分のところすらまともにできないのに、なかなかその周辺町村の社協の問題を引き受けても大変ということで、難しい状況にあります。しかしだんだん、日常生活自立支援のほうから後見制度のほうに移らざるを得ない状況があります。また家族などからの申し出というのが非常に少ない状況でございます。

そこで、この審査会が審査に当たるわけですが、市町村長が申立人になることができるわけです。ですから、市町村長にお願いをするのがよいということで、要請や助言を行っています。そこで要請はするのですが、忙しくてなかなか難しい状況にあります。

あるところから出ている資料を、私、今日持ってきたのですが、申し立ての支援の課題というのがあります。市町村長の申し立てが必要なケースであり、市町村長に相談したが、「そんな余裕はない」ということで拒否されてしまって、なかなか申請を出してくれない市町村があると。実は今日、町村会や市長会の代表の方がお見えになっていたらこれを言おうと思っていたのですが、お二人とも欠席でまことに残念に思います。私も自分で長いことやっていてこういうことは言いづらいですし、現実の問題として、職務が忙しいことはわかりますが、法に基づいてできる人がやらないと困る人がどんどん出てくるのではないかと、私は思います。

つい先日もこの審査会を実施しました。その中でも、出てきた5件は全部、市町村長に要請をする、あるいはそれが出てきた団体から要請をされたいというものでした。それがうまくいかなかったら、私ども県社協と協議をしてやりましょうという意見も出ていました。これからますますこうした事例が多くなってきますから、福祉、社会保障分野の先生方も大変ですが、それに対しては行政もきちんと対応をしてほしいと思います。

なお、せっかくですからついでに申し上げたいのですが、先ほども子ども支援の問題が出たり、人材の問題も出ていますけれども、たまたまみんな私どもで担当しておりますから意見も言いづらいですが、一つは、やはり人材を確保するには、潜在の看護師さん、あるいは介護士さんなどの、働く環境というものをつくらなければ絶対だめだと思います。

特に、先ほどもどなたかからあったように、高校生、あるいは大学生の就業だと思えますが、環境が整備されない中で、子供たちに、そこへ行けといっても、なかなか行かないです。学校の先生も、福祉はいいと言っても、あまり環境がよくないというところに、生徒に対して行けとは言えないと思います。ですからやはり、福祉の職場環境をどうつくるか。その一つとして、私は前回もお話しましたが、保育所、これは日常の保育所ではなく、働く人の子どもの24時間保育所ができればいいと。ただ、そういう問題になると、金の問題や運営の問題などが難しい。私は病院の理事長をやっていますが、ある施設と合

同してこれをつくろうと思って、ずっと算段して進めてまいりました。やはり最終段階になりますと運営の難しさ、財政的な問題、認可の問題等々で突き当たるといことが現実の問題としてあります。

今日、この資料を見せていただいて、子ども支援の中には、保育所に対する予算が、基金の予算で1,000億円もあるということです。そういうものには人材育成の観点から県が積極的に介入して、市町村なり、施設なり、団体とともにそういう制度をつくる姿勢を出してほしいと思います。

(合津委員長)

どうもありがとうございます。私も地域福祉権利擁護事業といていた時代に、初めて福祉サービス適正化委員会の委員をやりまして、基幹社協全部を回らせていただいたことがあります。

この資料は基幹社協のものになりますか。各市町村で単独でやっているところはありませんか。

(青木地域福祉課長)

これは20の基幹社協でやっているものです。ただし契約は三者契約になっていまして、基幹社協のほか、実際の生活支援の場では、生活支援員が県下に4月現在で142名ほどいますが、その生活支援員が、日常生活自立支援事業のサービス提供をしている状況です。

(合津委員長)

今、会長さんからお話がありましたように、やはり人件費の問題というのは、検討せざるを得ない状況にあるようです。

(高岡委員)

昨年、この件についてもお提案を申し上げましたが、長野県が、県内2か所のモデル事業ということで、長野市と伊那市で、成年後見制度への移行支援等について、今年やられているかと思えます。そういったところに予算を割いて始めたことは、大変価値あることでは素晴らしいことだと思います。ただしこれも、モデル事業というのは、1年で終わってしまうと、なかなか効果が見えないままになってしまいますので、やはり続けていただかないと意味がないのかなと思えます。

ただし、この日常生活自立支援事業の専門員の活動費の予算額が、この数年の間に非常に増額をしていただいてありまして、この点については大変、長野県は理解があるのではないかと、個人的には思っております。この先も、相談件数や利用者の増加によって、このような措置をいただければ大変よろしいのではないかと思います。

ただ、この契約締結審査会において、この資料を見ますと、11件が調査の申し立ての準

備を行うように要請したにもかかわらず、6件しかできていないということは、5件の方は、成年後見制度の活用が必要な方であるにもかかわらず、まだしていないということになると思います。その理由は何かを、やはりきちんと追求していただきたい。

それから、その次のページの資料5-2に、虐待の関係について、特に参考資料の2番目、養護者による高齢者虐待が、20年度は、観察86件、支援105件、保護57件とあります。介護保険制度が施行されたときに、老人福祉法は死んでしまったわけではなくて、まだ一部規定が生きていて、それは、高齢者の放置虐待等が認められた場合には、介護保険制度の給付が優先するのではなくて、市町村長が措置権者となって老人福祉法上の措置を、現在の介護保険制度では介護老人福祉施設ですが、老人福祉法上は、特別養護老人ホームに福祉措置をすることが可能だと思います。おそらく長野県においても、保護を必要とした方、認められた方が57件いたということは、このうちいくらかが老人福祉法上の措置をされて、特別養護老人ホームに入所されたのではないかと思います。その件数がわかれば、教えていただきたいと思います。

あわせて、先日、権利擁護にかかわるセミナー、研修会があって、参加をしてデータをいろいろと見せていただいたときに、長野県の場合は、市町村の成年後見制度の申し立て件数が全国下位から12番目、まだわずか9件ということで、大変、消極的な取組ではないかと思いました。これは県の責任ということではなく、やはり成年後見制度が必要な方が潜在的にいらっしゃるのであれば、それをもっと推進する仕組みづくり、または、その取組を県が市町村に対して、もっと積極的にやらなければいけないのではないかと思います。

その意味で、何か具体的な取組を始めていただかないといけないのではないかと思います。この場では、もし老人福祉法上の措置をされたケースがあれば、その件数だけでも教えていただければありがたいです。

(清水長寿福祉課長)

確かに老人福祉法の措置で、特別養護老人ホームの措置というのは残っておりまして、現に措置する人数もある程度います。この20年度の57件の保護のうち何人かというのは把握していませんが、19年の同じ欄、保護が76件となっておりますけれども、この76件中、特別養護老人ホーム等への、老人福祉法による措置は9件ということにして、そのぐらいの比率でいるということです。

(合津委員長)

ありがとうございました。あと、日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用が適当と思われる方が75人いるという実態かと思っています。市町村の申し立てがありますけれども、ではだれが後見人になっていくかということも含めて、神戸先生、お願いします。

このリーガルサポートとか、それから社会福祉士会とか、それぞれ、弁護士会などでもお取り組みをされていると思うのですが、そのあたりの連携や、取組の課題のようなどこ

ろ、先生のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

(神戸委員)

社会福祉士会、弁護士会、それぞれ成年後見に関しての取組は積極的にやっています。ただ結局、私が去年から申し上げている、その成年後見センターですとか、相談ができるようなセンターは、結局、社会福祉士さん、司法書士さん、弁護士、それぞれの立場だけでは解決できない、複雑に絡み合った困難な事例が、この高齢者とか障害者の問題では多いです。

(合津委員長)

複数後見などが必要なことも多いでしょうね。

(神戸委員)

そうですね。やはりそのケースを検討していく中でどういう対応が必要なのかということとは、福祉関係者の方、司法関係者、医療関係者も含めて、いろいろな分野の人が一緒にいった上で、どういう対応をするかを検討する、そういう場がとても重要だと思います。

今、モデル事業でやっていただいているセンターの検討などもそういうことも考えていただいていると思いますし、県のほうで、懇談会をやっていただいているところにも、いろいろな関係者が入っていると思うので、そこで連携をつくっていくのが必要だと思います。結局、それぞれでやっていることには限界があって、そこを連携させることがとても重要だと思います。それぞれの団体ごとに、団体なりの連携をつくっていくことはありますが、それをある程度広域でつなげていくのが行政などの役割で、また、例えばセンターをつくる場合など、やはり経済的な支援というものが必要になる部分もあると思うので、そういうところを特に県、行政にはやっていただきたいと思います。

第三者後見が必要な部分というのは、市町村ごとの場合は、先ほど委員長もおっしゃったとおり、結局、親族になり手がいないから申し立てをする人もいなくて、結局後見人になる人がいません。また、そういう方は必ずしも経済的に余裕のある方ばかりではないので、第三者後見も少ない報酬でやっていかなければいけない。そういう場合に個人である一人一人の社会福祉士さん、一人一人の司法書士、弁護士が担っていくには限界があると思いますし、身上監護の部分と財産管理の部分とで、専門的に必要な知識も違ってきますので、その辺は連携がとても重要だと思います。

(合津委員長)

そうですね。ニーズの度合いというのはそれぞれ違いますから。具体的な連携事業のようなものはどこまで進んでいるんでしょうか。

(神戸委員)

実際には個別の対応の形でやっていただいて、市町村単位で検討をする協議会のようなものがあるところもあると思いますし、必要に応じて、個別の人間関係で声をかけているようなレベルなのではないでしょうか。

(合津委員長)

事例を通してということでしょうか。

(神戸委員)

それがやはり組織的な対応になっていかないと、成年後見は普及しないと思いますし、今も社会福祉士さんですとか、先ほど委員長おっしゃっていた、七士会というのがあります。あとは年に一回の相談とか、そんなところが現状です。

(合津委員長)

ありがとうございます。この関連では、特にほかにご意見はございますか。

(高岡委員)

やはり整理をしなくてはいけないと思います。権利擁護支援の取組については、例えば日常生活自立支援事業というのは、前も言ったと思いますが、社会福祉法上規定された福祉サービス利用援助事業、いわゆる福祉サービスが措置から契約になったことで、利用者が権利侵害に遭わないように、判断能力が不十分な皆さんは契約さえ十分ではないわけですから、そういったものを側面的、後方的に支援をしましょうということで、福祉法上では福祉サービス利用援助事業、それが事業の名称では地域福祉権利擁護事業、それが改称されて日常生活自立支援事業に変わってきたわけです。

通常、福祉サービスを契約する前後においても、また日常的にも、例えば通帳を預かってあげたり、印鑑を預かってあげたり、または定期的に金融機関に行って払い戻しをして、また本人のところに持って行ってあげたり、本人の依頼に応じていろいろお仕事をしておあげる。さきほど生活支援員さんという話がありましたけれども、そういった皆さんにもご活躍をいただいてやっているのが、日常生活自立支援事業ということになります。

その上にまた成年後見制度というのがあって、ではまた成年後見制度になったら、日常生活自立支援事業は関係ないかということでもなくて、これはあくまでも日常生活自立支援事業というのは一つの手法ですから、例えば司法書士さんや弁護士さんが後見人として動く単価よりも、正直申し上げて、日常生活自立支援事業で動いたほうが安いわけです。そういう意味では、後見人はつくるけれども、普段の日常的な支援は、例えば日常生活自立支援事業でやるということもできるわけです。

先ほど神戸さんも言われたように、やはり成年後見センターのようなものが十分機能して、一つ一つのケースが、例えば複数後見などもそうですけれども、そういったものを整理する機関が必要だと思います。それを今、県内2か所でやっていただいているという理解を私はしているので、その実施状況を1年間やったところでまたご報告をいただいて、県として、やはり地域ごとに必要であれば、そういった機関の設置というのもこれからは心がけて、やっていただきたいという希望はあります。いずれにしても、潜在的にはかなりの方がいらっしやいます。

(合津委員長)

次回までに、少しまとまった資料は出ますか。

(清水長寿福祉課長)

前回、説明させていただいてスタートしているわけですが、今月、2回目の懇談会をやるということになっていきます。並行して、さきほどお話がありましたけれども、市町村が相談する窓口を県内に設置して、5月1日からスタートしておりますが、7月末まで、長野と上伊那に設置した相談窓口に対して、市町村から相談があった件数は、それぞれ長野が36件、上伊那が27件ということです。中身を見ると、やはり後見制度についての質問、問い合わせが多いので、やはりそういうニーズがあるということです。

あと2回ほど懇談会を予定しておりますが、圏域ごとにどんな形のものかということも含めて、どんな形のものか、どうやって運営するのかということこれから研究するという状況です。

(合津委員長)

ありがとうございます。これにつきましては次回、今、お話ありましたように、少し新しい資料を出していただきたいと思います。

あと、高岡さんの意見に関連して、措置から契約へという言葉ですけれども、措置から契約になったことによって、日常生活自立支援事業が福祉サービス利用援助事業としてできたのですが、実はそれも契約しなければいけないですね。その仕組みは、私は制度上少し変えなければいけないかと思っています。これは少し別の問題ですが。

それでは意見が出尽くしたということで、次の5番のところで、皆さんに提案といたしますか、ご審議いただきたいんですけども、成年後見に関して言いますと、これは相談窓口での相談対応の依頼です。そして5番に出ておりました「障害者に対する相談支援」、「県内の地域包括センターの状況」について、スクールソーシャルワーカー活用事業というのも確かに相談事業の一環ですので、5の中の相談体制としてまとめてあります。

実は、この障害者の支援状況については、つまり障害者支援法に関連した相談窓口であり、地域包括支援センターは介護保険の相談窓口であり、スクールソーシャルワーカーは

3番目の子育て支援の相談機能だと思います。したがって、実は4番の「権利擁護の相談事業」だけがこの4番の中に含まれていますが、これらを全てそれぞれに振り分けられたらどうかと思います。

特に6-2、6-3という資料がありますけれども、これには「重度心身障害児の実施状況」に加えて、これからどうするのか、退所してどこへ行くのか、という問題があり、これが問題のかなり多くを占めているということです。

したがって、老人福祉施設、介護老人福祉施設等の介護保険関連の資源不足、障害者関連の資源不足と、その整備というくくりが、一つできると思います。

また、それぞれの相談というのは、各項目に割り振ることができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

では、その方向で、簡単に資料の説明をいただくにとどめて、次回までにメールなどでご意見をいただき、提言に結びつけていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

では、簡単に説明だけお願いしたいと思います。

(山本障害者自立支援課長)

資料6-1「障害者に対する相談支援の状況について」の説明

(清水長寿福祉課長)

資料6-1「県内の地域包括支援センターの状況について」の説明

(林心の支援室教育主幹兼生徒指導係長)

資料6-1「スクールソーシャルワーカー活用事業」の説明

(清水長寿福祉課長)

資料6-2「都道府県別にみた65歳以上人口10万対定員の状況」等の説明

(寺沢障害福祉課長)

資料6-3「平成20年度重症心身障害児(者)通園事業実施状況」等の説明

(清水長寿福祉課長)

参考資料「認知症コールセンター事業について」の説明

(合津委員長)

ありがとうございました。最後になりましたが、高岡委員さん、この難病のことについて、先ほど私が少し説明させていただいたような趣旨でよろしいですか。つけ加えることがあればお願いします。

(高岡委員)

前回、追加で出させていただきましたが、障害者の総合支援センターの療育コーディネーターやその他何名かの方から、とにかく重度心身障害の子たちが、この先成人したときに、どうやって施設や家庭で生活をしていったらいいのかという悩みが非常に深いという話をききました。絶対数も少ないわけですから、例えば一市町村、一事業者だけで整備をしていくということはかなり困難な話です。やはりそういう皆さんの実態をきちんと把握をいただくことです。

一部報道にもありましたが、鹿教湯の三才山病院に療養介護施設ができたと思いますが、子どものときは県内の重身の児童施設にいましたが、成人になったときに、県内に受け入れてくれるところが何もないので県外にいて、ようやく鹿教湯に施設ができたので、また県内に帰って来られたという話もあったと思います。

実際、県内の児童施設で過ごしたけれども、行く場がないので県外に行っている人がいらっしゃるのか、そのあたりもよく実態把握をしていただきたい。やはり絶対数が少ないといえ少くないとは思いますが、その皆さんが安心して地域で暮らしていくためにはそれなりの環境整備が、施設だけではなく、在宅でも必要ではないかと思えます。

(合津委員長)

影に隠れている問題ですけれども、非常に象徴的な問題ですね。高齢者施設が足りないというのはみんな知っていますけれども、障害者の中でも知的障害については、西駒郷に行くしかないという状況です。最近作業所もできてきましたが。

そういった意味では、あまりそういうことに気づいていない問題であり、象徴的な課題ですので、やはり施設整備、資源整備として取り扱っていきたいと思えます。

(2) その他

(合津委員長)

それで、これからあとは、10月、11月、12月に向けて、最終的には提言書という話をさせていただきますけれども、これから委員の皆様方、事務局とも頻りにやりとりをしていただいて、メールなりファックスでご意見、ご要望をお寄せ願いたいと思えます。そういったものをまとめて、事務局のほうとも相談をしまして、それぞれについて意見をいただきたいということをこちらから流させていただきますので、またそれを持ち寄るという形でぜひご意見を、ここに集まったときだけではなくて、出していただきたいと思えます。

それから、審議会とあわせて懇談会をすれば準備をさせていただきたいと思えますので、要望などについて照会させていただきますので、ご回答をいただきたいと思えます。

以上のように、本日いただいた意見を、事務局と一緒に整理をし、次の議題を考えて次回に臨みたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは事務局にお返しいたします。

4 閉会

(事務局)

長時間にわたりまして熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

今、委員長さんおっしゃいましたように、次回までにメール等でやりとりをさせていただきたいと思います。

次回の審議会は、11月の前半をお願いしたいと思っておりますが、詳しい日程については、追って調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。